

令和2年度第1回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：令和2年4月10日（金） 10:00～10:30

場 所：京都市役所分庁舎4階 第1・2会議室

出席委員：板倉豊委員，上田佳代委員，越後信哉委員，笠原三紀夫会長，勝見武委員，
塩見康博委員，柴田昌三委員，竹見哲也委員（8名）

欠席委員：青野正二委員，大久保規子委員，建山和由委員，東野達委員，松田法子委員，
安田龍介委員，山田悦委員（7名）

資 料 1 第11次京都市環境影響評価審査会委員名簿

資 料 2 「元京都市立植柳小学校跡地活用事業」及び「西京区総合庁舎整備事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

資 料 3 元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

資 料 4 西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

資 料 5 答申書（案）

資 料 6 令和元年度第7回京都市環境影響評価審査会 摘録

資 料 7 京都市環境影響評価審査会運営要領（改正案）

参考資料 配慮書案についての意見に対する見解書（元京都市立植柳小学校跡地活用事業）

そ の 他 元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案
西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案

議 題 1 元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案について（審議及び答申）

2 西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案について（審議及び答申）

3 その他

議 事 1 開会

2 議事 以下のとおり

3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，8名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，本審査会が成立していることを報告する。

笠 原 会 長 それでは，「元京都市立植柳小学校跡地活用事業に係る配慮書案」の審議に移る。
まず事務局から資料について説明をお願いします。

事務局 < 資料2, 資料3, 資料5及び参考資料に基づき説明 >

また、山田委員からいただいた意見を報告する。

○ 公園の整備による影響と大型バスなど車両による周囲の影響について、きちんと配慮していただきたい。

以上である。

笠原会長 事務局提示案のままでよいか。

(一同了承)

笠原会長 それでは、答申書(案)から変更なしということで答申書を確定させる。引き続き、「西京区総合庁舎整備事業に係る配慮書案」の審議に移る。まず事務局から資料について説明をお願いします。

事務局 < 資料2, 資料4及び資料5に基づき説明 >

また、山田委員からいただいた意見を報告する。

○ 来庁者用駐車場をどうするかが問題と考える。左京区役所でも駐車場があるが、混んでいるときは道半分を並んでいる車が占拠し、通行を妨げている。そのような状況にならないような配慮が必要である。

以上である。

笠原会長 事務局提示案のままでよいか。

(一同了承)

笠原会長 それでは、答申書(案)から変更なしということで答申書を確定させる。

< 答 申 >

笠原会長 それでは次の審議に移る。まず事務局から資料について説明をお願いします。

事務局 < 資料7に基づき説明 >

竹見委員 「事業の概要を記載した書面」とはどのような資料を想定しているのか。

事務局 本日の配布資料に加え、必要に応じて審議の要点をまとめた資料を想定している。委員の皆様にも過度な負担とならないよう配慮したい。

上田委員 書面で議決を得た場合、会議録はどのように取り扱うのか。

事務局 書面議決の場合も会議録は作成し、公開する。透明性を確保する観点から、議事の経過も公開する必要があると考えており、聴取した意見を書面として公開するなどに対応したい。

勝見委員 機械的に賛否を問い、議決を得るための仕組みでないことを確認したい。

事務局 やむを得ない場合のみ限定的に適用すべきと考えており、原則的にはこれまで通り審査会の開催を経て議決を得ることに変わりはない。

竹見委員 「送付」の手段は電子メールも含むのか。

事務局 その通りである。

笠原会長 「時間的余裕がない」に関しては、誰が判断するのか。

事務局 審査会会長と事務局で協議したうえで決定する。

笠原会長 改正の日付は本日付けか。

事務局 本審査会の承認をもって改正となる。

笠原会長 事務局提示案のままでよいか。

(一同了承)

10:30 終了